



水質検査成績書

水第 P61804-8 号

2024年10月3日

田柄町水道利用組合

様

水道法第20条第2項検査機関(第49号)
建築物飲料水水質検査業東京都56水第7号
一般社団法人東京都食品衛生協会
東京食品技術研究所
〒175-0083 東京都板橋区徳丸1-19-10
TEL 03-3934-5821 FAX 03-3934-5827

ご依頼の検体について、検査結果を次のとおり報告します。

試料名	専用水道水原水	受付年月日	2024年9月9日
採取者	依頼者	採取日時	2024年9月9日10時
採取場所	練馬区田柄2-18-2 No.1		

No	検査項目	単位	検査結果	水質基準	定量下限値	測定方法(別表番号)
1	一般細菌	個/ml	0	100 以下	0	標準寒天培地法(別表第1)
2	大腸菌	—	不検出	検出されないこと	—	特定酵素基質培地法(別表第2)
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.003 以下	0.0003	ICP-MS法(別表第6)
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	0.00005	還元気化-原子吸光光度法(別表第7)
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	0.001	ICP-MS法(別表第6)
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	0.001	ICP-MS法(別表第6)
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.005	0.01 以下	0.001	ICP-MS法(別表第6)
8	六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02 以下	0.002	ICP-MS法(別表第6)
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04 以下	0.004	IC法(別表第13)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	0.001	IC-PC吸光光度法(別表第12)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.3	10 以下	1.0	IC法(別表第13)
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.8 以下	0.08	IC法(別表第13)
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	0.1	ICP-MS法(別表第6)
14	四塩化炭素	mg/L	0.0034	0.002 以下	0.0002	PT-GC/MS法(別表第14)
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	0.005	PT-GC/MS法(別表第14)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.04 以下	0.001	PT-GC/MS法(別表第14)
17	ジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.02 以下	0.001	PT-GC/MS法(別表第14)
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	0.001	PT-GC/MS法(別表第14)
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	0.001	PT-GC/MS法(別表第14)
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	0.001	PT-GC/MS法(別表第14)
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	1.0 以下	0.01	ICP-MS法(別表第6)
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.2 以下	0.02	ICP-MS法(別表第6)
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.3 以下	0.03	ICP-MS法(別表第6)
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0 以下	0.01	ICP-MS法(別表第6)
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	11	200 以下	1	ICP-MS法(別表第6)
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.010	0.05 以下	0.005	ICP-MS法(別表第6)
38	塩化物イオン	mg/L	18	200 以下	1.0	IC法(別表第13)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	87	300 以下	5	ICP-MS法(別表第6)
40	蒸発残留物	mg/L	180	500 以下	5	重量法(別表第23)
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	0.02	固相抽出-HPLC法(別表第24)
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002未満	0.02 以下	0.002	固相抽出-HPLC法(別表第28の2)
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	0.0005	固相抽出-誘導体化-GC/MS法(別表第29)
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3	3 以下	0.3	全有機炭素計測定法(別表第30)
47	pH値	—	8.2	5.8~8.6	—	ガラス電極法(別表第31)
49	臭気	—	異常なし	異常でないこと	—	官能法(別表第34)
50	色度	度	0.5未満	5 以下	0.5	透過光測定法(別表第36)
51	濁度	度	0.3	2 以下	0.2	積分球式光電光度法(別表第41)

備考

測定方法(別表番号)は、平成15年厚生労働省告示第261号を準用した。

依頼者採取の場合、採取に係る事項その他は依頼者の申請により記載しました。

本成績書を転載する場合は当研究所の承認をお受け下さい。

測定報告書

No. 42BB-0327-1

令和6年11月20日

危機管理室防災計画課 殿

令和6年11月15日 御依頼いただきました試料の
測定結果について下記の通り報告致します。

計量証明事業登録長野市一般・環境第31号
株式会社 科学技術開発センター
長野市大字北長池字南長池境 2058-3
TEL 026-263-2010 FAX 026-263-2012

測定責任者

溝口 一徳



試料名	井水				
採取場所	田柄町水道利用組合(1号井戸) 屋外水栓 練馬区田柄2-18-2				
採取者	(株)日本分析				
採取日時	令和6年11月14日	9時35分	測定日時	令和6年11月19日	8時03分
天候	—	気温	—	水温	—

核種	放射能濃度	検出下限値	単位
放射性セシウム Cs-134	不検出	1	Bq/kg
放射性セシウム Cs-137	不検出	1	Bq/kg
以下余白			

注記)表中の放射能濃度は、試料採取日時に半減期補正した値

測定機器)・セイコー・イージーアンドジー社製SEG-EMS(ゲルマニウム半導体検出器システム)
・ORTEC製Ge半導体検出器 GEM25P4-70(検出器部)

備考 ・測定方法:ゲルマニウム(Ge)半導体検出器を用いたγ線スペクトロメトリーによる
核種分析方法に準拠

・不検出とは検出下限値未満のことである。

・測定方法:水道水等の放射能測定マニュアル(平成23年10月厚生労働省健康局水道課)準拠
・測定時間:3000秒
・判定:放射性セシウム濃度(Cs-134、Cs-137)の合計は、10Bq/kg未満であり、飲用基準に適合しています。

水質検査結果書



管 理 No. A2511677-001 1/2 -1

検査開始日 令和 07年 1月 16日

結果報告日 令和 07年 2月 3日

田柄町水道利用組合 (1号井戸) 様

水道法第20条登録水質検査機関第240号
水道法第34条登録簡易専用水道検査機関第150号
建築物飲料水水質検査業東京都56水第23号
計量証明登録事業所登録第557号(濃度)



株式会社 日本分析

東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号

TEL 03-5914-4431 FAX 03-5914-4432

URL <http://www.n-bunseki.co.jp/>

責任者 水質検査者 貝塚 幸子



依頼者	危機管理室防災計画課 様			
採取日	令和 07年 1月 16日	時刻	9:40	
天 候	前日 ー 当日 曇	温 度	気温 5.0 ℃	水温 16.0 ℃
受付方法	採取			
採取者	(株)日本分析／上田			
試料名	井水	検査目的	水道法水質基準適否・理化学試験	
採取場所	屋外水栓 東京都練馬区田柄2-18-2			

貴殿よりご依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

検査項目	単位	検査結果	水質基準	検査方法
一般細菌	個/ml	0	1ml中集落数100以下	厚生労働省告示第261号別表第1
大腸菌	—	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示第261号別表第2
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.04mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下(シアン ₂ の量)	厚生労働省告示第261号別表第12
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.4	10mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.6mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第17の2
クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.06mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ジクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第17の2
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.1mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第18
総トリハロメタン ※	mg/L	0.001 未満	0.1mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
トリクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第17の2
ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.03mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.09mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第14
ホルムアルデヒド	mg/L	0.005 未満	0.08mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第19の3
塩化物イオン	mg/L	17.4	200mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第13
有機物<全有機炭素(TOC)の量>	mg/L	0.3 未満	3mg/L以下	厚生労働省告示第261号別表第30
pH値	—	8.0	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示第261号別表第31
味	—	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示第261号別表第33
臭気	—	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示第261号別表第34
色度	度	0.6	5度以下	厚生労働省告示第261号別表第36

判 定	上記検査項目については、水道法水質基準に適合します
-----	---------------------------

備 考	・検査結果中「未満」の表示は定量限界未満を示す ・基準値は「水質基準に関する省令」(平成15年5月厚生労働省令第101号) ・※クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルム濃度の総和
-----	--

副

結果報告日 令和 07年 2月 3日

[illegible]

水質検査結果書 (副)

管 理 No. C2532177-001 1/1 -1

検査開始日 令和 07年 3月 13日

結果報告日 令和 07年 3月 24日

田柄町水道利用組合 (1号井戸) 様

水道法第20条登録水質検査機関第240号
水道法第34条登録簡易専用水道検査機関第150号
建築物飲料水水質検査業東京都56水第23号
計量証明登録事業所登録第557号(濃度)



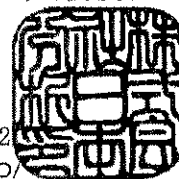
株式会社日本分析

東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号

TEL 03-5914-4431 FAX 03-5914-4432

URL <http://www.n-bunseki.co.jp>

責任者 水質検査者 貝塚 幸子



依頼者	危機管理室防災計画課 様			
採取日	令和 07年 3月 13日	時刻	9:35	
天候	前日 ー 当日 晴	温度	気温 17.0 ℃ 水温 16.0 ℃	
受付方法	採取			
採取者	(株)日本分析／上田			
試料名	井水	検査目的	水道法水質基準適否・理化学試験	
採取場所	屋外水栓 東京都練馬区田柄2-18-2			

貴殿よりご依頼されました試料の検査結果を下記により報告致します。

[illegible]

判 定	上記検査項目については、水道法水質基準に 適合 します
-----	------------------------------------

備 考	・ 検査結果中「未満」の表示は定量限界未満を示す ・ 基準値は「水質基準に関する省令」（平成15年5月厚生労働省令第101号）
-----	--

植林木パルプ／白色度95%

当社発行の報告書には全て「目分」の刻印（穴）があります